**本人確認について**

**【申請者＝利用者本人について】**

①下記の書類（原本）提示による本人確認

旅券、一時庇護許可書、在留カード、仮滞在許可書、特別永住者証明書、または特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、
身体障害者手帳、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証

　住民基本台帳カード（顔写真付きのもの）又は個人番号カード（どちらも暗証番号による照合ができた場合のみ）

官公庁がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真を貼り付けたもの

**②　①による本人確認ができなかった場合、照会書を郵送し、その回答書および氏名・住所・生年月日・性別について保険証等や口頭で本人確認を行う。**

**【代理人について】**

①と同様。